

松 山 大 学 論 集
第 23 卷 第 3 号 抜 刷
2 0 1 1 年 8 月 発 行

イギリス開示義務法改正動向の変遷(三)

中 村 雅 人

イギリス開示義務法改正動向の変遷(三)

中 村 雅 人

目 次

- I. 序
- II. アウトライン
- III. 法改革委員会第5レポート
- IV. 法律委員会レポート No.104
 - IV-1 不開示—現行法およびその欠陥 (以上第19巻第1号)
 - IV-2 不開示—現行法の改正 (以上第19巻第3号)
- V. 国民消費者審議会レポート
- VI. イギリス保険法協会レポート (以上本号)
(以下継続)

C. 開示義務の改正

法律委員会は前述のように、重要な事実の開示義務は保持すべきであるとしながらも、しかし開示の基準は修正されるべきであるとし¹⁾ 次の3つの点について開示義務法の改正を勧告している。それらはすなわち、(1)現行の開示義務に固有の不合理性の除去、(2)保険契約の申込書について生じる問題に対する具体的な処置、(3)保険契約の更新について生じる問題に対する具体的な処置、である²⁾。

(1) 開示義務

法律委員会は第1に、保険者に開示されるべき事実を以下のように限定することにより、保険申込人に課せられる開示義務を修正することを提言している。

1) Par. 4. 43.

2) Par. 4. 46.

その開示されるべき事実とは、以下のような事実である³⁾

- (i) リスクにとって重要である事実。
- (ii) 申込人が知っている事実または申込人が知っているともみなされ得る事実。
- (iii) 求められる保険カバーの性質と範囲、および保険カバーが求められる状況を考慮して、申込人の立場にある合理的人物が保険者に対して開示するであろう事実。

リスクにとって重要である事実

重要な事実の定義については、それは実質的に現行法と同じであるべきとされている。すなわちある事実は、それが、申込まれたリスクに対して保険カバーを提供するか否か、提供するのであれば保険料はいくらにし、どのような条件で引受けるのかを決定する際に慎重な保険者の判断に影響を及ぼすのであれば重要であるとみなされるのである。この定義は現行法を幾分拡張したものであり、慎重な保険者の決定する事項について「リスクの引受けの可否および保険料の算定」のみとする現行法に、「どのような条件で引受けか」が付け加えられている。それは、保険者としては重要な事実の開示に対して、リスクの引受けの謝絶または保険料の額の変更以外にワランティの付加、免責額の増額、または免責条項によってリスクの範囲を狭める、といったことを行うこともあり得るからである⁴⁾

申込人が知っている事実または申込人が知っているともみなされ得る事実

ある重要な事実を申込人が知らない、または知っているとはみなされ得ないのであれば、その事実を開示する義務は生じないのであるが、現行法においては、被保険者が実際に知っている事実を超えて開示義務が課せられるのか否かが不確かであり、この点をまず明確にしなければならないとされている。海上

3) Par. 4. 47.

4) Par. 4. 48.

保険においては、被保険者は通常の業務上知るべきであった事実についてはそれを知っているとみなされるのであるが、この原則がノン・マリンの保険にも適用されるのか否かは従来明確ではなかった。しかし、生命保険の判例において傍論ではあるが、被保険者は実際に知っている事実を開示する義務のみを負うとされており、さらには「通常の業務上 (in the ordinary course of business)」という文言は、業務上以外に保険に加入する個人にとっては不適切であると指摘されている⁵⁾

この点について法律委員会は、明らかに重要であり、またたやすく確認ができる事実について被保険者が不知を主張することを可能とすべきではないとしながらも、しかし同時に被保険者は重要な事実に関する全ての事柄を入念に調査する義務を負うべきではないとしている。結果として、重要な事実が無理のない調査 (reasonable enquiry) により確認可能であり、また保険を申込み合理的人物がそれを確認したであろうと考えられるのであれば、被保険者はその重要な事実を知っているとみなされるべきであるとされている⁶⁾

求められる保険カバーの性質と範囲、および保険カバーが求められる状況を考慮して、申込人の立場にある合理的人物が保険者に対して開示するであろう事実

法律委員会は、たとえある事実がリスクにとって重要であり、また保険申込人がその事実を知っている、または知っていると思なされ得る場合であっても、申込人は、申込人の立場にある合理的人物 (reasonable man) が開示するであろう場合においてのみ、その事実を保険者に開示する義務を負うものとする。「申込人の立場にある」という文言は、実際に保険を申込み合理的人物に期待されるべき知識と経験を裁判所が考慮することを許容している。したがって、保険部門を有する大規模会社は、小規模店の店主よりもより多くの知識と

5) Par. 4. 49.

6) Par. 4. 50.

経験を有していることが期待される⁷⁾

また、法律委員会は「求められる保険カバーの性質と範囲」を考慮して、と規定するが、これにより生命保険を申込み合理的人物は、自己の住居や自動車に関して重要である事実を開示することはないし、また同様に、住宅保険を申込み合理的人物が、自己の健康状態に関する重要な事実を開示することもない⁸⁾

さらに「保険カバーが求められる状況」を考慮して、とされているが、その状況とは例えば、電話によって保険を申込み合理的人物は、申込書の記入によって申込み場合とは異なる範囲で重要な事実を述べるであろうということであり、また、保険契約の交渉中に保険者が被保険者に対してある点に関しては重要な事実の開示は全く不要であるとの印象を与えるような場合には、保険者は自らが関心のない事柄について権利放棄をしていると被保険者は考えるであろうということである⁹⁾

法律委員会は、保険者を開示されるべき事実をこのように限定すれば、被保険者は不合理に行動した場合にのみ保険保護を喪失することになり、これにより、現行法の主要な問題点の1つが除去され、常識との調和および契約の両当事者に対する公正の確保の双方が達成できるとしている¹⁰⁾

(2) 申込書

申込書に関する現行法に対しては、以下の点が主要な批判として挙げられている。それはすなわち、被保険者が申込書における一連の具体的な質問に対して回答したならば、彼はそれらの質問は保険者が知るべき全てのことを網羅し

7) Par. 4. 51.

8) *Ibid.*

9) Par. 4. 52. 法律委員会はこれについて例を挙げて説明している。例えば、保険者が「過去5年間に何らかの病気に罹ったことはありますか」と質問した場合、被保険者としては、保険者は6年前に罹った病気には関心がないと考えるのが道理であるし、また、空港などに置かれている機械に金銭を入れて加入するようなクーポン保険においては、申込人は情報を開示する機会がないために、開示義務は存在しないであろうとされる。

10) Par. 4. 53.

ていると信じるのがもっともであって、保険者に対してそれ以外の重要な事実を開示する義務があるとは通常気付かないということである。現行法においてこれは被保険者に対する罣となり得るために、被保険者保護の観点から改正の必要があるとされている¹¹⁾

法律委員会は当初、保険者に対する開示義務を申込書における具体的な質問(specific questions)に対する回答に限定し、具体的な質問がないそれ以外の事柄に関する情報の開示については、保険者は権利放棄したものとみなすこと、および具体的な質問に加えて、「危険の引受けおよび保険料の算定に際して、慎重な保険者の判断に影響を及ぼすかもしれないような他の事実があるか」といった一般的な質問(general questions)をすることは許されるべきではない、ということを一時的に提言したのであるが、しかしながら、コンサルテーションにおける保険業界側からのコメントを受け、またその他の理由により、結果としてこの解決策は適当なものではなく、被保険者保護は他の方法によりなされるべきであるとされた¹²⁾

コンサルテーションにおいてこの暫定的提言に対してなされた批判は、申込書の目的はリスクの標準的な性質の情報を導き出すことであり、全ての点においてリスクの性質の範囲を定めることではないということである。この提言が実施された場合には、申込書は必然的に現在のものよりも冗長で詳細かつ複雑なものになるということ、さらには保険者が具体的な質問をすることは合理的に予想し得ないような事実も開示されるべき場合があるということが指摘されている。法律委員会は例を挙げて説明し、これらの批判を受け入れている。

例えば、理由は分からないが品質管理が不十分であるということを感じていながら、ある人物が製造物責任保険に加入する場合、またはあるビジネスマンが、自らが所有する建物が焼失するかもしれないと信ずるに足る理由を知っていながら、その建物に火災保険を付けるような場合は申込書における具体的な

11) Par. 4. 56.

12) Par. 4. 57.

質問によってはカバーされ得ないとされている。これらのケースは、先に示したような一般的な質問によって対応されることになるが、これは実際の保険引受け実務において一般に行われていることであるとされている。この種の一般的な質問により、被保険者は申込書における具体的な質問事項以外の情報を自発的に開示する義務を負うことになるのであるが、法律委員会はこれには被保険者の注意を喚起する利点もあり、また多くの場合において有効かつ重要となり得るために、被保険者の開示義務を具体的な質問に対する回答に限定し、それ以外の情報については開示義務を課さないということは実行不可能であり¹³⁾、また契約両当事者の利害関係の観点からも十分ではないとしている¹⁴⁾

結果としてこの問題は、全ての申込書に被保険者に対する明確な警告を記載することとして、これがない場合に保険者に制裁を科すということで解決できるのではないかとされている¹⁵⁾ またその他に、申込書における具体的な質問に対する回答については、それは被保険者の知識と確信の限りで行われるべきであるということ¹⁶⁾ また、危険の引受けおよび保険料の算定に際して、慎重な保険者の判断に影響を及ぼすかもしれないような他の事実があるか、といった一般的な質問に対する回答については、一般の開示義務と同様に、被保険者は、自らが知っている、または知っているとみなされるべき重要な事実、並びに、求められる保険カバーの性質と範囲および保険カバーが求められる状況を考慮して、申込人の立場にある合理的人物が開示するであろう重要な事実を開示すること以上の義務を負うべきではないということ¹⁷⁾ さらに、保険者は被保険者に対して記入された申込書の写しを送付すべきであるということ¹⁸⁾ が提言されている。

13) Par. 4. 58.

14) Par. 4. 59.

15) Par. 4. 60.

16) Par. 4. 61.

17) Par. 4. 62.

18) Par. 4. 63.

申込書における被保険者に対する警告については、それは以下の内容を含むべきであるとされている¹⁹⁾

- (i) 被保険者は、無理のない調査の後に、知識と確信の限りで全ての質問に回答しなければならないということ。
- (ii) 申込書における質問の対象ではない全ての事柄に関し、被保険者は、自らが知っている、または無理のない調査によって確認し得た全ての事柄、および保険カバーを提供するか否か、またはどのような条件で提供するかを決定する際に、慎重な保険者の判断に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての事柄を開示しなければならないということ。
- (iii) 上記(i)および(ii)の義務を被保険者が怠った場合の結果について。すなわち、保険者は保険契約を履行拒絶し、またいかなる保険金請求も拒絶する権利を有するということ。
- (iv) この提言のもとに被保険者に送付される記入された申込書の写し、および被保険者が保険者に告げる全ての付加的な情報の写しを保持することが重要であるということ。

これらの警告がなされないか、または際立って表記されない場合、および保険者が記入された申込書の写しを被保険者に送付する義務を怠る場合には、保険者に制裁を科すことが必要であるが、その制裁とはこのような場合、保険者は、被保険者によるいかなる重要な事実の不開示も問うことができないということが適当であるとされている²⁰⁾しかし、保険者の側に些細な怠りがあったとしても、それとは関係なく被保険者側の不開示が生じた場合には、このような厳格な制裁を科すことは不適切となる場合もあり得るために、保険者が被保険者側の不開示を問うことが許されることもあるとしている²¹⁾

19) Par. 4. 64.

20) Par. 4. 65-4. 66.

21) Par. 4. 67.

(3) 契約の更新

法律委員会は続けて、契約の更新について考察している。イギリスにおいては生命保険を除き、多くの保険契約の保険期間は1年であり、契約は毎年更新され得るのであるが、そのような更新契約は法律上は新規の契約であって、被保険者は、更新時に全ての重要な事実を開示する新たな義務を負うことになる。しかし、被保険者は保険者が既に知っている事実を開示する必要はないので、最初の契約の申込み時およびその後の契約更新時に被保険者が開示義務を履行しているのであれば、彼は、最初の申込みまたは以前の更新の日以降に生じた重要な事情の変化を開示する義務のみを負うことになる²²⁾

法律委員会は、この状況が2つの重大な問題点を生じさせているとしている。第1にそれは、通常の被保険者が契約の更新時に開示義務が存在すると気付くことはまずなく、たとえ気付いたとしてもどの範囲まで開示すべきか分からないということであり、第2には、被保険者が義務の存在およびその範囲の双方に気付いていたとしても、彼がかつて保険者に提供した情報を記録した書類を参照することができなければ義務の履行が非常に困難となるということである²³⁾ 考えられる解決策として契約更新時における開示義務を廃止することが挙げられているが、しかしこれでは保険者は新たなリスクの評価に関する情報を入手することができず、彼は新規の申込書を用いるなどして毎年新たに調査をしなければならないが、これは管理コストを増大させることになる。また、たとえ新規の申込書を用いないとしても、保険者が気付かなかつたであろうような新たな重要事実を考慮するためには、保険者は一般的に保険料を値上げせざるを得ない。法律委員会はいずれも望ましくないとして、契約更新時における開示義務は存続させることとしたが、しかしこの結論についてはさらなる検討の余地があるとしている²⁴⁾

22) Par. 4. 69.

23) Par. 4. 70.

24) Par. 4. 71.

法律委員会は、最初の保険契約の申込みに際して被保険者は、特定の状況を考慮して、合理的な人物が開示するであろう重要な事実のみを開示する義務を負うと結論付けたのであるが、同様な基準が保険契約の更新に際しても適用されるべきであるとし、また、被保険者は保険者が既に知っている事柄を開示する義務を負わないので、契約更新に際しては、彼は契約の締結時または前回の更新時に開示された事柄について、最新の情報を開示する義務のみを負うことになるとする。結果として法律委員会は、契約更新に際して被保険者は、自らが知っている、または知っていると思なされる重要な事実、それまで開示されていなかった重要な事実、そして更新される保険カバーの性質と範囲および保険カバーが更新される状況を考慮して、被保険者の立場にある合理的な人物が開示するであろう重要な事実を開示しなければならない、と提言している²⁵⁾

また、契約更新に際して保険者が質問によって新たな情報を求める場合には、申込書の質問に対する回答と同様な基準が適用されるべきであるとし、質問が具体的なものである場合には、被保険者は自己の知識と確信の限りでそれに回答すれば義務を果たしたことになり、質問が一般的なものである場合には、既述のように限定された義務以上の開示義務を負わないものと解釈されるべきであると提言されている²⁶⁾ また、契約の更新に際して、被保険者には開示義務に関する警告がなされねばならないということ、および最新なものにされた情報の写しが提供されるべきであるということが指摘されている²⁷⁾

この契約更新時における被保険者に対する警告および情報の写しの提供について、法律委員会は以下のように要約している²⁸⁾

A 保険加入が申込書の記入によってはなされなかった場合

被保険者に対しては、以下のことが契約更新の通知において際立って警告さ

25) Par. 4. 72.

26) Par. 4. 73.

27) Par. 4. 74.

28) Par. 4. 80.

れねばならない。

- (i) 被保険者は、これまでに開示されていない全ての重要な事実を保険者に開示する義務を負っているということ。その重要な事実とは、被保険者が知っている事実もしくは無理のない調査によって確認できる事実、並びに保険カバーを更新するか否か、およびいかなる条件で保険カバーを更新するかについて、慎重な保険者の判断に影響を与えるものと合理的に考えられ得る事実である。
- (ii) 上記(i)における義務の履行を怠った場合の結果について。すなわち、保険者は保険契約を履行拒絶し、生じ得る全ての保険金請求を拒絶する権利を有しているということ。

B 保険加入が申込書の記入によってなされた場合

保険者が、これまでに被保険者によって提供された情報の更新に依拠することを望むのであれば、我々は保険者の側に対して、以下の事柄を求めることを提言する。

- (i) 契約の更新の時またはその後状況に応じてできる限り速やかに、これまでの個々の契約更新の際に保険者に提供された全ての情報の写しを被保険者に提供すること。
- (ii) 上記Aの(i)および(ii)におけるのと同様な警告。
- (iii) さらに、将来において参照できるように上記(i)のもとに被保険者に提供される写しを保管することの重要性について、契約更新の通知において際立って警告すること。

保険者がこれらのことを実行しない場合における制裁については、それは保険申込書の場合と同様であるとし、契約の更新に際して保険者が上記のことを怠る場合には、保険者は、被保険者によるいかなる重要な状況の変化の不開示も問うことができないものと提言されている。しかし、被保険者の側に不開示があり、その不開示が保険者の上記のことの怠りとは関係なく生じたと考えら

れる場合には、保険者がその不開示を問うことが許される場合もあるとされている²⁹⁾

法律委員会はまた、申込書および契約更新の通知における質問に関してさらに2つの問題があるとしている³⁰⁾ 第1にそれは、質問の対象となる事柄の重要性である。質問の内容がリスクにとって重要ではないのであれば、被保険者はそのような質問に回答する義務はないのであるが、保険者が重要ではない質問をすることはまずないと考えられるために、保険者が質問した事柄は重要であると推定されるべきであると提言されている。しかしこの場合、質問の内容が、リスクの引受けまたは保険料の算定に際しての慎重な保険者の判断に影響を及ぼしたであろう事実とは無関係であったと証明することにより、この推定を被保険者が覆すことは可能であるべきとされている³¹⁾

第2の問題は、被保険者に対する質問の解釈である。法律委員会はワーキング・ペーパーにおいて、被保険者が申込書の質問を誤解し、自身の理解に従えばそれに正確に回答したが、しかし通常かつ普通の意味においては不正確に回答したという場合には不公正が生じ得ると指摘し、1つは被保険者に有利に、もう1つは保険者に有利にといったように、質問が合理的に2つの意味に理解され得る場合には、それは被保険者に有利に解釈されるべきであると暫定的に提言したのであるが、本レポートにおいてはこれにさらなる考察が加えられている。すなわち、質問が1つ以上の意味に解釈され得る場合においては、被保険者がそれに乗じて不合理に回答する可能性があるため、最終的な提言としては、「保険者の書面による質問が合理的に1つ以上の意味に理解されることが可能であり、被保険者がそれについて不合理でない解釈を採用した場合には、当該質問は被保険者が採用した意味において解釈されるものとする」とされた³²⁾

29) Par. 4. 81.

30) Par. 4. 82.

31) Par. 4. 83.

32) Par. 4. 84.

以上が、1980年法律委員会レポート No.104 において述べられた当時の開示義務法に関する法律委員会の見解およびその改正に向けた提言の大略である。

法律委員会は政府から独立した組織ではあるが、しかし、その提言の実現のためには政府の承認が必要である。既述の通り、本レポートにおける提言は保険業界からの強い反発を受け、またイギリス政府も法改正よりは該業界による自主規制が望ましいとしたために、その後、法の改正は実現に至ることはなかった。

V. 国民消費者審議会レポート

本レポート³³⁾は、1997年に国民消費者審議会 (National Consumer Council : NCC) によって発表されたものであり、全体で4章から成っている。第1, 2章においては、法改正の必要性および現行の保険法と実務の問題点、第3章においてはオーストラリアにおける事例、第4章においては法改正のための提言が述べられている。以下においてはこれらの内容について開示義務に焦点を絞り、明らかにすることとしたい。

国民消費者審議会はまず現行の保険法について、その主要な部分は長年にわたり個人の消費者にとって不公正であると認識されてきた古い法理に基づくものであるとする。そして、その改正の試みがかつて法改革委員会や法律委員会によってなされたのであるが、しかしそれらが実際に実を結ぶことはなく、その代わりに歴代のイギリス政府は、保険業界が消費者に不公正とならないような自主規制を行うことを受け入れてきた³⁴⁾

国民消費者審議会は、この保険業界による自主規制について「非常に効果的である」としながらも、しかしなお法の改正を考察することは必要であるとする³⁵⁾。その主たる理由は、イギリスにおける全ての保険者が自主規制を行う業

33) The National Consumer Council, Insurance Law Reform-The consumer case for a review of insurance law, 1997. 本レポートを執筆したのは、当時シェフィールド大学の教授であったバース (Birds) である。

界団体である ABI や保険オンブズマンに加盟しているわけではなく、この自主規制に従わない保険者がなお存在するということである³⁶⁾。本レポートは、個人保険の消費者の利益を保護するためには保険業界による自主規制では明らかに不十分であると、まず現行法および実務における問題点を幾つか取り上げ、それぞれについて検証している。

開示義務については、第2章第2節において述べられている。すなわち保険を申込み際には、保険申込人は法律により全ての重要な事実を開示するとともに全ての重要な事実について不実表示をしない義務を負い、また既存の保険契約の契約者は保険契約の更新の度に同様な義務を負うのであるが、この法律上の義務は長年にわたり幾多の批判を受けてきたとされている³⁷⁾。

1906年海上保険法(Marine Insurance Act 1906)は、保険契約は「最大善意(utmost good faith)」に基づく契約であると規定しているが、これは全ての保険種目に適用可能であるとされている。そしてこの法原則が保険契約者に開示義務が課せられることの根拠となっており、その結果として、保険を購入もし

34) P. 8. 自主規制を行う主要な業界団体は、イギリス保険業者協会(The Association of British Insurers: ABI)である。ABIは自主的に、厳格な法を緩和する多くの規約や実務声明を作成し、それに基づく自主規制を実施した。また業界の主導のもと、1981年に保険オンブズマン(Insurance Ombudsman Bureau: IOB)も設立された。この保険オンブズマンは、その後2000年に成立した金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act 2000)のもとに、金融オンブズマン(Financial Ombudsman Scheme: FOS)に組み入れられることとなった。

35) P. 9.

36) P. 11. イギリスの保険消費者の約90%は、これらの自主規制を行う業界団体に属している保険会社の契約者であるが、いずれの自主規制団体にも属さない保険会社の契約者について懸念が残るとされている。また、ヨーロッパの市場統合は、そのような自主規制を受けない保険会社の契約者を増加させる可能性がある」と指摘されている。何故なら、ヨーロッパ大陸諸国の保険者と契約したイギリスの消費者に適用される法はイギリス法であるが、しかしその保険者がABIのメンバーではないのであれば、イギリスにおける自主規制による保護の適用は除外されるからである。

法の改正が必要であるとするその他の理由としては、消費者の保険に関する苦情が多いことが挙げられている。例えば1996年に、保険オンブズマンは66,416件の問合せを受けたとされている。さらには、現行法における最大善意の原則や開示義務は、情報化された時代における保険売買の実情にはそぐわないのではないかと指摘されている。

37) Pp. 21-22. 何故なら、多くの消費者は、特に保険契約を更新する際には、そのような義務が存在することに全く気付かないからである。

くは更新する者は、保険料をいくらにするか、またはそもそもリスクを引受けるか否かの決定に際しての慎重な保険者の判断に影響を及ぼすであろう全ての「重要な事情」を保険者に対して明らかにする義務を負うことになる。そして、被保険者が重要な事情の開示を怠った場合には、保険者は契約全体を取消す権利を有するのである。被保険者が不実表示をした場合もまた同様である³⁸⁾

このような義務が被保険者に課せられることの根拠は、1766年の *Carter v. Boehm* 事件において裁判所によって述べられており、その言が以下の通り引用されている³⁹⁾

「偶発的危険性が計算されるための基礎となる特別な事実は、通常、被保険者の知識の中に存するのである。保険者は彼の表示を信頼し、彼が、ある事情が存在しないと誤って保険者を信頼させるような、また、リスクが存在しなかったかのごとくそれを保険者に評価させるような、いかなる事情も彼の知識の中に隠蔽していないということを信頼して手続を進めるのである。もし、ある事情が隠蔽されるのであれば、その保険契約は無効である。何故なら引受けられたリスクが、合意の際に理解され、かつ引受けが意図されたリスクとは全く異なるからである。個々の場合において問題となるのは、保険契約の目的が実質的に変化したか否か、また理解されたリスクが変化したか否かということである。」

この法原則が長年にわたって裁判所によって支持され、また拡張されてきており、これにより保険契約者は保険者の意思を読み取り、どの情報が重要であって、またそれ故に開示されるべきであるのかを知ることが期待されるのであるが、しかしそのことが合理的であるのか否かということについて考慮されることはなかった。例えば、3年前に住宅保険の加入を断られたという事実を開示しなかったドライバーが、自動車保険の保険金請求を断られ得るのである⁴⁰⁾

38) P. 22.

39) Pp. 22-23.

また、ほぼ全ての保険種目において犯罪行為は、それが被保険者のモラル・ハザードに関係するために「重要」となり得る。したがって、自分の宝石に保険を付けた女性が、夫が有罪判決を受けていたという事実を開示しなかった場合、彼女がそのことについて質問を受けなかったとしても、保険会社は保険金請求を拒絶する権利を有するのである⁴¹⁾

さらにその後の判例においても、不開示および不実表示に関する法の厳格さは強化されてきたとされている。何よりもある事実は、慎重ないし合理的な保険者が単に知りたいと望んだのであれば重要であるとみなされるのである。その際に、申込の引受けまたは請求すべき保険料の額について概念上の慎重な保険者 (prudent insurer) の意思決定に差異が生じたか否かは問題とはならない。しかし当該保険者 (actual insurer) は、不開示または不実表示によって実際に影響を受けて契約を締結したということを示さなければならぬとされた⁴²⁾ 不開示に際してこの誘因 (inducement) が要件とされたことは、一見すると法が改善されたものと思われたが、しかし実務上は状況の変化はみられないとされている⁴³⁾

また、保険販売者と保険消費者間のリスク評価に関する情報のバランスは1766年以降変化してきており、現在は保険販売者の方が情報量という点においてははるかに強い立場にあると一般的に認められているとも指摘されている⁴⁴⁾

40) P. 23.

41) *Ibid.* いわゆるランバート事件である。*Lambert v. Co-operative Insurance Society Ltd* [1975] 2 Lloyd's Rep. 485. 保険消費者は、申込書の全ての質問に正確に回答してもなお、その他の質問されない事項について重要な事実を開示する義務を負うのである。

42) いわゆるパンアトランティック事件である。*Pan Atlantic Ins Co Ltd v. Pine Top Ins Co* [1995] 1 AC 501. 本件における事実の重要性の判断基準については、拙稿「イギリスの告知義務における重要性」『松山大学論集』第10巻第6号94頁以下において紹介した。

43) P. 24. その他のレポートにおいても、不開示の事実と損害との間に因果関係が存在しなくても保険金請求が拒絶されたり、また情報提供が求められなかったにもかかわらずその情報の不開示を理由に保険金請求が拒絶された事例が報告されている。

44) *Ibid.*

国民消費者審議会は続けて、過去における開示義務法の改正の試みについて概観している。既述の通り、1950年代にまず法改革委員会によってこの問題が考察されたのであるが、しかしその穏当な提言は無視された。おそらくそれは当時のイギリス政府が、保険業界による「実務において保険者が厳格な法的権利を行使するのは、詐欺が疑われるがそれを立証できない場合のみである」との言を受け入れたためであろうとされている⁴⁵⁾

1970年代後半にはE. E. C. 指令により保険法における不開示に関して全ての加盟国に共通のルールが提案され、イギリス貿易産業省 (Department of Trade and Industry) はその検討を法律委員会に付託した⁴⁶⁾そして、サッチャー (Thatcher) 率いる保守党への政権交代の後、1980年に法律委員会はレポート⁴⁷⁾を発表し、その中で開示義務が余りに厳格であることについて、それは大きな問題であり改正の必要があると結論付けたのである⁴⁸⁾

本レポートにおいて法律委員会は、基本的に開示義務を被保険者の立場にある合理的人物が開示するであろう重要な事実を開示する義務とすることを提言し⁴⁹⁾貿易産業省もそれを受けて保険法改正法案の草案を示したのであるが、しかし1986年、イギリス政府は保険業界による自主規制を受け入れることを決定したために、結局、法改正の必要性は認められることはなかった⁵⁰⁾

国民消費者審議会は次いで、法改正のモデルとしてオーストラリアにおける

45) P. 25.

46) この時点において保険業界は、保険契約を不公正契約条項法 (Unfair Contract Terms Act) の対象から除外することに成功しており、その代わりに該業界は自主規制である「保険実務に関する声明」を発表した。しかしそれは可もなく不可もないといった内容であったとされている。Ibid. この保険実務に関する声明については、拙稿「イギリス開示義務法改正動向の変遷(一)」『松山大学論集』第19巻第1号、37-41頁を参照されたい。

47) The Law Commission, Report No. 104, Insurance Law—Non-Disclosure and Breach of Warranty, 1980, Cmnd. 8064. 本レポートの開示義務に関する内容については、前掲拙稿27-43頁、「イギリス開示義務法改正動向の変遷(二)」『松山大学論集』第19巻第3号、117-136頁、本稿293-304頁を参照されたい。

48) レポートは以下のように述べているとされる。「正直で合理的な人物であっても、開示義務の存在に全く気付かず、また義務の範囲も分からないことがあり得るのである。さらに慎重な保険者がどの様な事実を重要であると考えerのかを知るのは非常に困難なことである。この義務は、申込書および契約の更新に関して特に厳しい畏となる。」

事例を紹介している。同国においては、1980年代半ばに消費者の地位向上を意図して保険契約法の包括的な改正が行われた⁵¹⁾のであるが、その中で開示義務に関するものは以下の通りである。

オーストラリア1984年保険契約法はまずその第21条において、開示義務を次のような事実を開示する義務であるとした。それらはすなわち、リスクを引受けるか否か、引受けるのであればどのような条件とするかについての保険者の意思決定にとって重要である(relevant)と被保険者が知っている事実、または自らが置かれた状況において合理的人物がそのように重要であると知っていると考えられ得る事実である。また同法は保険者に対して、開示義務の一般的な性質および効果を書面によって被保険者に通知することを求めている。これを怠った場合には保険者は、詐欺的であった場合を除いて被保険者側の不開示を主張することはできない⁵²⁾さらに被保険者が真実ではないことを述べたとしても、その人物が正直にそれを真実であると信じていたのであれば不実表示は成立しない。また、自らが述べたことが保険者の意思決定にとって重要であったであろうということを被保険者が知らなかった場合、もしくは自らが置

49) 法律委員会は、保険業界の自主規制である「保険実務に関する声明」に対して非常に批判的であり、この声明は、それ自体が現行法が不満足なものであることの証拠であるとしている。

また、E. E. C. 指令は草案の段階でいわゆる比例原則(proportionality principle)を取り入れたのであるが、しかしこれについては、法律委員会はその採用を見送った。この原則はわが国ではプロ・ラタ原則と称されており、これによれば、保険契約者が重要な事実の開示を怠った場合には、保険金は既払いの保険料と保険契約者がリスクを正しく申告していたならば支払うべきであった保険料との割合で減額されて支払われることになる。イギリスにおいてはこのプロ・ラタ原則は、その後、保険オンブズマンによって不開示に関する紛争解決の手段として用いられることになる。

50) P. 27. これに対して国民消費者審議会は、古い法原則を用いて保険者の利益を保護する必要性はもはやない、としている。

51) オーストラリアにおける法改正は、以下のような重要な特徴を有しているとされる。第1には、立法が行われる前に同国の法改正委員会によって非常に広範なコンサルテーションが行われたということ、第2には、委員会のプロポーザルおよび法改正がもたらした変化が幅広い支持を得たということ、第3には、法改正が保険供給者と対立することなく消費者の利益を実現したと考えられること、第4には、この法改正により消費者にとって保険コストが上昇したと認められる証拠がないということである。Cf. p. 35.

52) S. 22.

かれた状況において合理的人物がそのことを知っていたとは考えられ得ない場合もまた同様に不実表示とはならない⁵³⁾。しかも、重要な不開示または不実表示があったとしても、それが保険者の意思決定に何らの差異も生じさせなかったのであれば保険者に救済は与えられないのである⁵⁴⁾。

したがって保険者は、保険契約者の側に詐欺的な不開示または不実表示があった場合にのみ保険契約を取消することができる。詐欺的ではない場合には、損害保険 (general insurance) であれば、保険者の責任は不開示または不実表示がなされなかった場合の責任額に減額されるのである。これは保険者が、本来請求したであろう追加の保険料を責任額から控除できることを意味するが、保険者がリスクを全く引受けなかったであろう場合には、保険者に責任は全くないということになる⁵⁵⁾。また、オーストラリア法はある事実の重要性の決定に際して、それは慎重な保険者または当該保険者の判断のいずれかによるということについては全く述べておらず、それは全て当該被保険者または概念上の合理的な被保険者の判断によるものとした⁵⁶⁾。

オーストラリアにおけるこのような法改正は、消費者の側からも、また保険業界の側からも、概ね満足のいくものであるとして受け入れられたとされている⁵⁷⁾。

53) S. 26.

54) S. 28.

55) この規定はイギリスで言うところの比例原則とは異なるが、国民消費者審議会は、消費者の観点からはこのオーストラリア法の方がより効果的であるとしている。

56) P. 38.

57) Pp. 45-47. しかし開示義務については保険業界側より、保険者は被保険者に対してどのように開示義務を説明すべきであるのか、被保険者が開示義務を履行するに際してどの程度の理解が期待されるのか、といった点が不明であるとの指摘がなされている。これは例えば、被保険者が英語を理解できない場合や、電話によって保険を販売するといった場合に問題になるとされている。

またその後、この1984年の法律も消費者保護にはなお不十分であるとされ、オーストラリアにおいては1993年に業界団体であるICA (Insurance Council of Australia) によって、裁判外紛争解決 (ADR) 機関として IEC (Insurance Enquiries and Complaints Ltd) が設立された。また翌年には業界による自主規制として、損害保険実務に関する規約 (General Insurance Code of Practice) が導入されている。

以上を踏まえて国民消費者審議会は、イギリス法改正のための提言を行っており、その中で、不開示と不実表示に関するものは以下の通りである⁵⁸⁾

提言 1 我々は、保険法を以下のように改正することを提言する。すなわち保険者は、開示義務の一般的な性質および効果について書面により保険購入者に対して通知しなければならない。これを怠る場合には、立証責任は保険者が負うこととして、保険契約者による詐欺的な秘匿 (concealment) の場合を除き、保険者は不開示を主張し得るべきではない。

提言 2 被保険者に課せられる開示義務および不実表示は、法律上以下のように定義されるべきである。

- (a) 保険消費者は開示義務を負うが、開示されるべき事実とは彼もしくは彼女が知っている事実であって、また保険者の意思決定にとって重要であると彼もしくは彼女が知っている事実、または自らが置かれた状況において合理的人物が重要であると知っていると考えられ得る事実である。
- (b) 被保険者が真実ではないことを述べたとしても、彼もしくは彼女が正直にそれを真実であると信じていたのであれば不実表示は成立しない。また、被保険者が真実ではないことを述べた場合は、法律上は、彼もしくは彼女が、自らが述べたことが保険者の意思決定にとって重要であったであろうということを知っていた場合、または自らの立場において合理的人物がそのことを知っていたと考えられ得る場合にのみ不実表示となる。
- (c) 重要な不開示または不実表示があったとしても、それが保険者の意思決定に事実上、何らの差異も生じさせなかったのであれば、保険者に救済は与えられない。
- (d) 不実表示または不開示が詐欺的ではない場合には、保険契約のもとに保険者の責任は保持されるが、しかし保険者には、不開示または不実表示が

58) Pp. 54-55. これらの提言は、多分にオーストラリア法をベースとしている。

なされなかったならば請求されたであろう追加の保険料を控除する権利が与えられる。契約が取消され得るのは、詐欺的な不開示または不実表示がある場合、または保険者がリスクを引受けなかったであろう場合のみである。

VI. イギリス保険法協会レポート

本レポート⁵⁹⁾は2002年、イギリス保険法協会 (British Insurance Law Association: BILA, 以下、保険法協会と記す) 内に設置された小委員会⁶⁰⁾により、新たな保険契約法の起草について法律委員会に提言を行うために作成されたものであり、全体で34の параグラフにより構成されている。

保険法協会は、既に本稿でも取り上げた1980年法律委員会レポートにおける提言を議論の余地のないものであるとし、第1にこれを早期に実現することを求めるとともに、そのレポートを受けて提示された保険法改正法案の草案に対して幾つかの修正を提案している⁶¹⁾。その中で開示義務に関してはまず、1995年のパンアトランティック (Pan Atlantic) 事件における貴族院判決⁶²⁾を受けて、開示されるべき事実の重要性の判断については、それは「合理的な被保険者 (reasonable insured)」基準が採用されるべきであるということが確認されている⁶³⁾。そして、不開示または不実表示の際における保険者の救済 (remedy) については、被保険者保護のために法改正の必要があるとする。すなわち、現

59) British Insurance Law Association, *Insurance Contract Law Reform*, 2002.

60) この小委員会はさらに「海上保険」、「最大善意の原則」、「再保険」、「保険仲介人」および「クレーム」の5つの分科会に分かれて審議を行った。その構成員は弁護士、ブローカー、ロス・アジャスターといった実務家が多いが、アドバイザーとしてケンブリッジ大学のクラーク (Clarke) 教授とシェフィールド大学 (当時) のバーズ (Birds) 教授が参加している。

61) Par. 4.

62) [1995] 1 AC 501. 前述のように本件において、ある事実は、慎重な保険者がリスクを評価する際に考慮したのであれば重要であるとする判断基準が示されている。しかしこの基準については、批判的見解が多い。Cf. John Birds, *Birds' Modern Insurance Law*, 7th ed., London, 2007, pp. 121-122.

63) Par. 17.2.

行法においては不開示または不実表示がなされた場合に、それが詐欺的に行われたか、または過失もしくは善意によって行われたかを問わず、保険者は契約を取消することができるのであるが、この点が長年にわたり裁判所や学界から批判を受けてきたとされている。保険法協会は、悪意または無思慮な (reckless) 不実表示ないしは不開示があった場合には、取消権は保持されるべきであるとしながらも、善意または過失による不実表示ないしは不開示については、1980年に法律委員会がその採用を見送った比例原則が導入されるべきであるとしている⁶⁴⁾。

本レポート発表の約4年後の2006年1月18日、既に述べたようにイギリス法律委員会は、スコットランド法律委員会と共同して「保険契約法 (Insurance Contract Law)」と題するスコーピング・ペーパー (Scoping Paper) を発表した。

これは、現行のイギリス保険契約法において再検討が必要であると考えられる領域を例示し、それらを実際に再検討するか否か、さらには例示された領域以外に再検討の必要性があるものはないか、ということに対する意見を保険業界、消費者、監督機関、法律家、学者その他に幅広く求めるものであった。

これを端緒として、イギリスにおいては本格的かつ包括的な保険契約法の見直し作業が始まるのであるが、2011年の現時点においてもこの作業はなお継続中である。しかし「消費者保険」については、2009年12月に契約締結前の開示および不実表示に関して最終報告書⁶⁵⁾ が公にされている。

以下においては、可能な限り、その内容を明らかにすることとしたい。

(未完)

64) Par. 17.3. 本パラグラフにおいてはその他に、海上保険における不開示および不実表示についても提言がなされている。

65) The Law Commission and The Scottish Law Commission, Consumer Insurance Law: Pre-contract Disclosure and Misrepresentation, 2009.